

令和7年第10回 門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和7年11月4日（火）午前10時00分～午前10時20分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 西村 覚
- 4 署名委員
7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員
- 5 出席委員（7名）
1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 3番：川中 仲文 委員
4番：木原 早智子 委員 7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員
9番：西村 覚 委員
- 6 欠席委員（2名）
5番：寺裏 和正 委員 6番：土井 清孝 委員
- 7 職務のため出席した者
局 長：柏原 佳太
局次長：吉田 武史
主 任：谷本 大輔
係 員：田中 優真
- 8 議案・報告等
(1) 議案第12号 農地法第3条の規定による許可
(2) 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知
(3) 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出

議 事 録

会長	ただ今から令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中7名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員 をお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 議案第12号「農地法第3条の規定による許可」についてです。 それでは事務局説明願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。 農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。なお、本申請につきましては、先に「農地法第18条第6項の規定による通知書」により、必要な書類が提出され受理しており、適切に手続きがされておりますことを申し添えます。 それでは、議案第12号の議案書をご覧ください。申請は、1件です。 許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料①の1ページから14ページでございます。 なお、本申請につきましては、譲受人世帯により耕作が行われる計画で、周辺への影響はないものと見込まれます。 申請内容について、1ページの許可申請書をご覧ください。 1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。 続いて、3ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。 まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て借入地でございます。 次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)

に記載のとおりです。

続いて、5ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではございません。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

続いて、6ページに移りまして、第5号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第6号関係でございますが、申請書に記載のとおりでございます。

続いて、7ページの「Ⅱ使用貸借又賃貸借に限る申請での追加記載事項」、8ページの「Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項」には該当しませんので、割愛させていただきます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添】議案第12号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人又はその世帯員は、耕うん機、田植機、コンバインを使用することができ、また、農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人の世帯員は、年間110日農作業に従事し、かつ耕作の事業に必要な農作業を行っているため、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。なお、この農作業従事日数につきましては、150日または大阪府の特例にて「60日に加え、耕作又は養畜の事業に必要な農作業」に従事している場合は要件を満たしていることとなります。

最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。

また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

会長	以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。 【ご意見、ご質問なし】 それでは、採決にはいります。 議案第12号「農地法第3条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。 【委員挙手】 全会一致で、議案第12号「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。 次に移ります。報告第17号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知」についてです。 それでは事務局説明願います。 事務局 本件については、先ほどの農地法第3条の規定による許可申請に先立って必要な手続きであり、賃貸借契約について、農地解約合意書のとおり、双方が合意し、解約したため、農地法第18条第6項の規定に基づき通知書が提出されたものです。 通知内容について、添付資料①の15ページから23ページをご覧ください。 場所は、22ページのとおりで、17ページの農地賃貸借の解除合意書にて解約されたことをお伝えいたします。 以上でございます。 会長 ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 【ご意見・ご質問等なし】 ご質問等ないようですので、次に移ります。 報告第18号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」についてです。 それでは事務局説明願います。 事務局 本件は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門
-----------	--

真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。

届出内容につきましては、報告第18号の議案書をご覧ください。届出につきましては、1件です。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料②1ページから10ページでございます。

届出内容は、1ページのとおり転用の目的は一般個人住宅であります。

当該届出地は、9ページの地図のとおりでございます。

現地調査へは、農業委員会より西川委員、事務局より河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。

以上でございます。

会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

【ご意見・ご質問等なし】

ご質問等ないようですので、本回の議題は以上とさせていただきます。総会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上、上記の議事を証するため、この議事録を作成し議事録署名人が署名する。

【 署 名 】

議 長

西村 寛

署名委員

西川 敬治

署名委員

西川 録